

○美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則

昭和62年9月7日

規則第9号

改正 平成4年1月1日規則第1号

平成6年9月14日規則第12号

平成6年9月22日規則第15号

平成8年9月27日規則第19号

平成9年12月12日規則第15号

平成10年9月25日規則第16号

平成11年3月31日規則第4号

平成12年3月27日規則第25号

平成12年12月28日規則第36号

平成13年3月2日規則第3号

平成14年3月13日規則第14号

平成14年6月12日規則第31号

平成15年3月11日規則第1号

平成17年6月20日規則第17号

平成17年9月21日規則第22号

平成18年6月13日規則第30号

平成20年3月28日規則第14号

平成20年3月28日規則第29号

平成21年3月31日規則第10号

平成21年6月26日規則第14号

平成22年8月27日規則第14号

平成23年3月24日規則第2号

平成27年3月31日規則第14号

平成28年3月29日規則第7号

平成28年9月26日規則第18号

平成31年1月9日規則第1号

令和3年3月19日規則第4号

美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年美浦村規則第10号)の全部を改正

する。

(趣旨)

第1条 この規則は、美浦村医療福祉費支給に関する条例(昭和51年美浦村条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(医療福祉費受給者証の交付申請)

第3条 条例第4条の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、医療福祉費受給者証交付申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 条例第5条第1項の規定に該当する者で、同条第3項の規定の適用により医療福祉費の支給を受けられる場合は、同項に規定する事実を明らかにすることができる書類
- (2) 転入者にあつては、条例第5条に規定する所得を証明するに足る書類

3 第1項の申請書を提出するにあつては、次の各号に定める書類を提示し又は提出しなければならない。

- (1) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員、被扶養者にあつては、その旨を証する書類
- (2) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その妊娠を証する書類
- (3) 条例第2条第3号及び第4号に該当する者にあつては、村長が定める書類
- (4) 条例第2条第3号ア(イ)に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類
- (5) 条例第2条第3号ア(ウ)に該当する者にあつては、在学を証する書類
- (6) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類

(受給者証の交付)

第4条 村長は、前条に規定する申請書に基づいて条例第3条に規定する対象者(以下「対象者」という。)であり条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは、申

請者が妊産婦以外の者である場合にあつては医療福祉費受給者証(様式第2号)を、妊産婦である場合にあつては妊産婦医療福祉費受給者証(様式第2号の2)を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が、対象者のうち次の第1号に該当するときは受給者証(様式第2号の3)を、第2号に該当するときは受給者証(様式第2号の4)を交付するものとする。

(1) 妊産婦にあつては、母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、**その者**若しくは**その者の配偶者**(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の**所得**(妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号について同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める**扶養義務者**(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 小児にあつては、出生の日及び1歳の誕生日から18歳の誕生日までの間の誕生日において、その者若しくはその者の配偶者又はその父若しくは母の前年の所得(出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が基準額以上であるとき又は小児の配偶者若しくは父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

3 前項各号に規定する所得の額は、条例第5条第2項の規定を準用する。

4 第2項各号に規定する前年の所得の生じた翌年の1月1日以後において、対象者又は配偶者若しくは、扶養義務者の財産について地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項第1号に規定する災害等による損失があったとき、又は対象者若しくは配偶者若しくは扶養義務者に係る同項第2号に規定する医療費の支払が多額となったときは、規則で定めるところにより計算した額を前年の所得から控除して計算するものとする。

5 対象者が小児であり、入院のみ対象となる場合は、医療福祉費受給者証表面に入院のみ有効である旨を表示するものとし、外来のみ対象となる場合は、医療福祉費受給者証表面に外来のみ有効である旨を表示するものとする。

(受給者証の再交付申請)

第5条 医療福祉費受給者証又は妊産婦医療福祉費受給者証(以下「受給者証」と総称する。)

の交付を受けている者(以下「受給者」という。)又は条例第4条第5項に規定する保護者等(以下「保護者等」という。)は、受給者証を破り、よごし、又は失ったときは、医療福祉費受給者証再交付申請書(様式第3号)を提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又はよごした場合には、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを村長に返還しなければならない。

(医療福祉費の支給申請)

第6条 条例第4条第5項の規定による申請は、医療福祉費支給申請書(様式第4号)を村長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 条例第4条第6項に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)の発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは附加給付金の支給証明書

(2) その他村長が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するにあたっては、受給者証を提出しなければならない。

(支給の決定)

第7条 村長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ当該申請に係る支給額を決定し、医療福祉費支給決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(受療の手続)

第8条 対象者は、条例第4条第6項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

(災害等による損失等の計算の方法)

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和58年政令第6号)第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。

(届出事項等)

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し、次の各号に定める事項に変更があった場合とし、同条による届出は医療福祉費受給資格等変更届(様式

第7号)に受給者証を添えて行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 条例第5条に規定する扶養義務者
- (4) 条例第5条に規定する所得の額
- (5) 条例第2条第1号に定める者の支払い口座等
- (6) 条例第2条第3号ア(イ)に定める者の障害の程度
- (7) 条例第2条第3号ア(ウ)に定める者の在学の状況
- (8) 条例第2条第5号に定める者の障害の程度
- (9) 対象者が加入している国民健康保険又は医療保険(以下「加入保険」という。)の世帯主又は被保険者若しくは組合員
- (10) 対象者の加入保険の保険者及びその所在地若しくは名称
(第三者の行為による被害の届出)

第11条 医療福祉費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、受給者又は保護者等は、第三者の行為による被害届(様式第8号)を速やかに村長に届出しなければならない。

(添付書類の省略)

第12条 村長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の返還)

第13条 受給者が、条例第3条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合は、速やかに受給者証を村長に返還しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

附 則(平成4年規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわ

らず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成6年規則第12号)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成6年規則第15号)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成8年規則第19号)

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成9年規則第15号)

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成10年規則第16号)

この規則は、平成10年11月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第4号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成12年規則第25号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第36号)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成13年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第14号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年規則第1号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成17年規則第17号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第22号)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成18年規則第30号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第14号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第29号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に関わらず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様

式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成21年規則第10号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第14号)

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成22年規則第14号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第2号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に関わらず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成27年規則第14号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に関わらず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成28年規則第7号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に関わらず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成28年規則第18号)

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則(平成31年規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に関わらず、この規則による改正前の美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(令和3年規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

医療福祉費受給者証(交付・更新)申請書(台帳兼用)

市町村名: 美濃村

年度 作成日

異	1. 削除 2. 新規 3. 修正	84. 小児 85. 妊産婦 86. 重症心身障害者 87. 65歳以上重症心身障害者 88. 父子家庭 89. 母子家庭	90. 小児特別 91. 妊産婦特別	区分	公費負担/受給者番号
---	-------------------------	--	-----------------------	----	------------

個人番号 ※申請書記載欄	氏名 (兩名番号)	性別	生年月日	続柄	住所コード	番地	様方	世帯コード
1. 受給者 2. 配偶者 3. 扶養義務者								

前年の所得(控除前)	前年の所得(控除後)	職 種	医 療 費	社 保 ・ 定 額 控 除	小 額 保 険 料	配 偶 者 特 別 控 除	本 籍 地	扶 養 親 数	学 校 種 別	扶 養 親 数	免 除 額 ・ 災 害 医 療 費	控 除 後 の 判 定 得 得	所 得 課 税 判 定	判 定 額
1. 受給者														

保険者コード	種別	退職区分(保額区分)	取得年月日	喪失年月日	被保険者証又は組合員証の記号番号	保険種別の内容	退職区分の内容	保額区分の内容
1. 協会 2. 国 3. 日 4. 船 5. 共 6. 国 7. 国 8. 後 9. 船 10. 船						1. 協会 2. 国 3. 日 4. 船 5. 共 6. 国 7. 国 8. 後 9. 船 10. 船	1. 本人 2. 家族	1. 本人 2. 家族

口 居 住 地	銀行コード	支店コード	口座番号	口座名義人(カナ)	住 産 種 別	出 産 年 月 日	妊 産 婦 出 産 日

取 得 事 由	取得年月日	喪 失 事 由	喪失年月日	その 他 の 取 得 事 由	電 話 番 号	印
1. 新規 2. 転入 3. 生保申請 4. 転居		1. 死亡 2. 転入 3. 生保申請 4. 転居		8. その他		

上記のとおり医療福祉費受給者証の交付(更新)を申請します。また、所得基準判断のため、私(扶養義務者等)の市町村民税・県民税の課税の内容について調査及び利用することに同意します。

年 月 日
申請者 住所
氏名

美濃村長様

様式第2号(第4条第1項関係)

(表)

㊤ 医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の 記号及び番号	
保険種別	
保険者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名 及び印	茨城県美浦村 印
交付年月日	年 月 日
性別	男・女

(裏)

注 意 事 項
1 この証は、美浦村医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、付加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、ただちに美浦村役場に届け出てください。
4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、すみやかに美浦村役場へ返還してください。
5 その他おわかりにならないことは、美浦村役場窓口でおたずねください。

様式第2号の2(第4条第1項関係)

(表)

㊦ 妊産婦医療福祉費受給者証	
◎この証は、原則として産科・婦人科を標榜する医療機関を受診するときのみ有効です。	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の 記号及び番号	
保険種別	
保険者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名 及び印	茨城県美浦村 印
交付年月日	年 月 日

(裏)

注意事項

- 1 この証は、美浦村医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
 - 2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
 - 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、ただちに美浦村役場へ届け出てください。
 - 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに美浦村役場へ返還してください。
 - 5 その他おわかりにならないことは、美浦村役場窓口でおたずねください。
- ◎ 妊娠の継続と安全な出産のために他診療科等の検査、診断、治療を要する場合は、産科・婦人科を標榜する医療機関から紹介がある場合は対象となります。

様式第2号の3(第4条第2項関係)

(表)

㊦ 妊産婦医療福祉費受給者証	
◎この証は、原則として産科・婦人科を標榜する医療機関を受診するときのみ有効です。	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の 記号及び番号	
保険種別	
保険者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名 及び印	茨城県美浦村 印
交付年月日	年 月 日

(裏)

注意事項

- この証は、美浦村医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
 - 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
 - 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、ただちに美浦村役場へ届け出てください。
 - 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに美浦村役場へ返還してください。
 - その他おわかりにならないことは、美浦村役場窓口でおたずねください。
- ◎ 妊娠の継続と安全な出産のために他診療科等の検査、診断、治療を要する場合は、産科・婦人科を標榜する医療機関から紹介がある場合は対象となります。

様式第2号の4(第4条第2項関係)

(表)

㊦ 医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の 記号及び番号	
保険種別	
保険者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名 及び印	茨城県美浦村 印
交付年月日	年 月 日

(裏)

注 意 事 項

- この証は、美浦村医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、付加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
- 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、ただちに美浦村役場に届け出てください。
- 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、すみやかに美浦村役場へ返還してください。
- その他おわかりにならないことは、美浦村役場窓口でおたずねください。

様式第3号(第5条関係)

医療福祉費受給者証再交付申請書			
公費負担者 番 号		対象者氏名	男 女
受給者番号		生 年 月 日	年 月 日生
再交付申請 の 理 由			
<p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>受給者証を発見したときは、ただちに返納します。受給者証紛失のために生じた事故については、貴村に負担をかけることを誓約いたします。</p> <p style="text-align: right;">受 給 者 印</p> <p style="text-align: center;">(注)押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>			
<p>上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>美浦村長 殿</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 住 所 美浦村</p> <p style="text-align: center;">〔受給者又は 保護者等〕 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(注)押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>			

様式第4号(第6条関係)

医療福祉費支給申請書			
公費負担者番号		受給者氏名	男・女
受給者番号		生年月日	年 月 日
保険者名及び被保険者証記号番号			
医療機関等の所在地及び名称又は氏名			
医療等の内容	医科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コルセット・ その他()	医療等を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
医療機関で支払った金額 (医療保険各法の一部負担の額)	円		
<p>上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>美浦村長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 美浦村 電 話 (受給者又は申請者) 氏 名 印</p>			
<p>(注) 1 添付書類</p> <p>① 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書及び診療明細書若しくは調剤明細書</p> <p>② 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書</p> <p>2 申請者が医療機関等で支払った金額から外来自己負担金額、入院自己負担金額、他法による公費負担額、高額療養費等を控除した額が支給されます。</p> <p>3 ※欄は、市町村で記入します。</p>			

※ 支 給 内 訳	領収書等の金額		患者負担割合額	
	円	円	円	円
		①	②	③
		円	付 加 給 付	円
	控除額内訳	他法公費負担額	そ の 他	円
		高額療養費	控除合計額 ④	円
	交 付 決 定 額	①+②+③-④		円

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様
(様分)

美浦村長 印
(国保年金課扱い)

医療福祉費支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました下記の方にかかる医療福祉費の支給
について、審査の結果、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1. 受給者氏名	
2. 支給決定額	円
3. 支払予定日	年 月 日

※上記の金額はご指定の口座にお振り込みいたします。

※支給決定額については、申請された医療費のうち医療保険適用分のみとなります。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、美浦村に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、美浦村を被告として（訴訟において美浦村を代表する者は、美浦村長となります。）、提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号(第10条関係)

医療福祉費受給資格変更届	公費負担番号		受給者氏名	
	受給者番号			
届出事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	
氏 名	フリガナ	フリガナ		
住 所	美浦村			
扶 養 義 務 者	対象者又はその父母との続柄 ()	対象者又はその父母との続柄 ()		
所 得	円	円		
支 払 口 座 等	支払区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名義人	支払区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名義人		
障 害 の 程 度	級	級		
高 校 等 在 学 状 況	学校名等	学校名等		
加入保険の世帯主 被 保 険 者 組 合 員	世帯主 被保険者 組合員	世帯主 被保険者 組合員		
種 別 保 険 者 の 名 称 所 在 地	協.組.日.船.共.国.国組.後期	協.組.日.船.共.国.国組.後期		
被 保 険 者 証 の 記 号 番 号				
<p>医療福祉費受給資格の内容等について変更がありましたので、 医療福祉費受給者証を添えて、上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>美 浦 村 長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 美浦村 届出者 氏名 印</p>				

様式第8号(第11条関係)

㊦ 第三者の行為による被害届			
公費負担者番号		対象者 氏名	男 女
受給者番号			年 月 日生
その事故の 要旨等 日時・場所 状況等			
疾病又は 負傷の状況			
第三者の住所 (居所)及び氏 名(名称)日時 住所(居所)が 明らかでない時 はその旨			
示談の有無	有. 無(示談があった場合は示談書の写しを添えること)		
損害賠償金の額			
上記金額の受領 年月日(見込)	年 月 日		
<p>上記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>美浦村長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出人 (受給者又は 保護者等) 住所 美浦村 氏名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">(注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>			

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条第1項関係)

様式第2号の2(第4条第1項関係)

様式第2号の3(第4条第2項関係)

様式第2号の4(第4条第2項関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号 削除

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第11条関係)